

令和2年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年6月11日

湯沢市農業委員会

### 第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年6月11日(木) 午後2時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時34分

閉会 午後3時10分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣 (会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後2時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 阿部 武彦

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第3号 第1回農地対策専門委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明願いについて

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 34 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、7 番 能登 公平 委員、9 番 高橋 敬悦 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 4 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第3号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p> <p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p>
議 長	<p>(第1回農地対策専門委員会報告。)</p> <p>報告第3号 第1回農地対策専門委員会報告について、ご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は3件、面積7,683.00 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第5号、6号は借人の都合による、整理番号第7号は第三者へ所有権移転するためとなっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は2件、面積21,680.00 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第3号は借人の都合による、整理番号第4号は第三者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に議案書3ページをご覧ください。3 申請許可状況であります。先</p>

	<p>月の転用案件は4条が1件、5条使用貸借権設定が1件、5条賃貸借権設定が1件、5条所有権移転が2件であります。4条1件と5条所有権移転のうち1件は秋田県農業会議常設審議委員会への諮問の必要がなく、5月14日付けで許可しております。5条使用貸借権設定1件、5条賃貸借権設定1件、5条所有権移転のうち1件は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、5月27日付けで許可しております。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年6月11日提出。</p> <p>案件の説明をさせていただきます。議案書5ページから6ページをご覧ください。3条使用貸借権設定は4件、面積56,322㎡であります。申請事由は、申請番号第2号は経営移譲のため、申請番号第3号は法人の構成員になるため、申請番号第4号は経営縮小のため、申請番号第5号は病気等による労力不足のためであります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。3条所有権移転は2件、面積732㎡であります。申請事由は、申請番号第6号は耕作不便のため、第7号は相手方の要望のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりで</p>

	<p>あります。</p> <p>次に議案書 8 ページご覧ください。3 条賃貸借権移転は 1 件、面積 2,971 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営移譲、賃料は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
1 番	<p>3 条所有権移転の整理番号第 7 号の譲受人の有限会社湯沢市総合農場はどのような経営内容の法人か。</p>
高橋事務局長	<p>有限会社湯沢市総合農場は株式会社やまだアグリサービスが発足する前から設立されている法人であります。当初は牛の肥育を行うために発足した法人ですが、現在は牛の肥育は行っておらず、稲作のみを行っております。申請土地は有限会社湯沢市総合農場が管理している土地と隣接しており、有限会社湯沢市総合農場が一体的に管理するため所有権移転するものであります。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 16 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 6 月 11 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 10 ページの利用権設定整理番号第 50 号、53 号は 9 番高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定整理番号第 50 号、53 号を審議しますので、9 番高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 2 時 52 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 50 号、53 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 50 号、53 号は、面積 5,724 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 50 号、53 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時 53 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 17 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 17 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページから 15 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 16 件、面積 89,095 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 11 件、再設定は 5 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は 3 件、面積 12,378 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 2 件、再設定は 1 件であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長 16 番	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>経営基盤強化促進法利用権設定の整理番号第 51 号に関して賃料はない</p>

高橋事務局長	<p>のか。</p> <p>当該土地は借り受けを希望する人がいない土地であったため、借人が無償で借り受けている状況であります。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第17号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
	<p>(阿部班長、挙手)</p>
議長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第3号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書16ページから19ページをご覧ください。利用権移転は13件、面積は71,866.93㎡であります。申請事由はすべて経営を主宰するためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 17 号の利用権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 6 月 11 日提出。</p> <p>5 条所有権移転 1 件について説明をさせていただきます。議案書 21 ページ、議案付属資料は 8 ページから 18 ページをご覧ください。申請内容は、現在の資機材置場が手狭になってきたことから隣接地を取得して拡張するための転用であります。申請地は、字黄金原 201、地目は田、面積は 383 m<sup>2</sup>であります。申請地は、市立湯沢東小学校から北へ約 500m、下湯沢駅から南西へ約 1.9km の内森合集落内に位置し、東側は宅地、西・南・北側は水路に隣接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。事業計画は、既存資材置場に隣接する宅地、字黄金原 202・203、面積 1,493 m<sup>2</sup>と一体で整備し、高さ 1.5m、土量 500 m<sup>3</sup>の造成を行い、資材置場を整備する。事業費は、用地取得費 1,000,000 円、造成・</p>


	<p>整地経費 1,000,000 円、測量・登記経費が 200,000 円、計 2,200,000 円である。資金計画は全額自己資金となっており、預金残高により確認しております。被害防除計画は、東側は隣接する土地にすり付け、西・南・北側は法面整形をして張芝施工をします。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理します。許可判断として、第 1 種農地ではありますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものでありまして、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第 1 種農地の面積の割合が 3 分の 1 を超えないことから施行規則第 54 条に該当するものと考えます。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、13 番 加藤 エリ子 委員から報告願います。</p>
	<p>(13 番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p>
議 長	<p>13 番 加藤 エリ子 委員。</p>
13 番	<p>議案第 18 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 26 日、12 番 川崎 秀悦 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 18 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 18 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>


<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 19 号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第 19 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第 19 号「非農地証明願いについて」農地法第 4 条及び同法第 5 条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 2 年 6 月 11 日提出。</p> <p>議案書 23 ページ、議案付属資料は 20 ページから 22 ページをご覧ください。申請地は、山田字川原 33、地目は田、面積 1,018 ㎡であります。土地の状況は樹木が植栽されている状態となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、13 番 加藤 エリ子 委員から報告願います。</p>
<p>議長 13 番</p>	<p>(13 番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p> <p>13 番 加藤 エリ子 委員。</p> <p>議案第 19 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 26 日、12 番 川崎 秀悦 委員と農地利用最適化推進委員 田中博史委員と私の 3 名、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請地は樹木が植栽さ</p>

議 長	<p>れている状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p> <p>議案第 15 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 19 号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 19 号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 3 時 10 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年6月11日

議長 半田好廣 

署名委員 7番 能登公平 

署名委員 9番 高橋敬悦 